

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金について

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、組合員等が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に傷病手当金が支給されることとなりました。その内容は次のとおりです。

1 対象者

給与等の支払を受けている被保険者（組合員の家族も含む）及び個人事業主である 1 種組合員のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない方。

2 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができなかった期間のうち、労務に就くことを予定していた日（入院が継続する場合等は、最長 1 年 6 か月）

3 支給額

① 給与等の支払を受けている被保険者…（直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数）× 2/3 × 支給対象となる日数

② 個人事業主である 1 種組合員…（直近の継続した 3 月間の営業等収入（組合員資格判定基準に定めている医療及び福祉の事業又は業務に係る収入に限る） ÷ 就労日数）× 2/3 × 支給対象となる日数

※ 1 日当たりの支給限度額 日額…30,887 円

※ 給与等の全部又は一部を受けることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

※ 1 種組合員にあっては、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金が支給される場合には、既存の傷病手当金（規約第 15 条に規定するもの）は支給されません。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給額が既存の傷病手当金の算定額より少ないときはその差額が既存の傷病手当金として支給されます。

4 適用期間

傷病手当金の支給を始める日が、令和 2 年 1 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの間にある場合に適用。

5 その他

- (1) 医療従事者が患者の処置にあたった際に感染した等、業務上の事由による労災保険の休業補償給付の対象となる場合は、傷病手当金は支給されません。まずは、労働基準監督署へお問い合わせください。
- (2) 傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請が必要となった場合は、事前に電話で事務局までお問い合わせください。